

第54回マーチングバンド 関東大会

第47回マーチングバンド全国大会 関東予選

基本実施要項



KANTO

日本マーチングバンド協会関東支部

大会概要

第54回マーチングバンド関東大会

(第47回マーチングバンド全国大会 関東予選)

- 主催** 日本マーチングバンド協会関東支部
- 参加都県** 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県
- 開催日** 2019年 11月9日(土)・10日(日)
11月9日(土)=マーチングバンド部門 小学生の部・中学生の部
11月10日(日)=マーチングバンド部門 一般の部・幼保の部・高等学校の部
- 会場** さいたまスーパーアリーナ
(埼玉県さいたま市中央区新都心8番地 TEL 048-600-3000)
・JR京浜東北線、宇都宮線、高崎線「さいたま新都心」駅下車 徒歩すぐ
・JR埼京線「北与野」駅下車 徒歩約7分
- 後援** 埼玉県、埼玉県教育委員会、さいたま市、さいたま市教育委員会 (申請予定)
公益社団法人さいたま観光国際協会
- 主旨** 幼保の部・小学生の部・中学生の部
演技演奏を発表し合うことにより、豊かな情操と音楽性を育み、青少年の健全育成に寄与する。
伸び伸びとした演技演奏の中で音楽への憧れを育てる。
- 高等学校の部・一般の部
より豊かな音楽性・より高度な技術を追究し、活動の一層の発展と地域社会の活性化や音楽文化の向上に寄与する。

日 程

【出演者会議】

開催致しません

出演順は10月12日に抽選で決定します。実行委員会で抽選し、各団体にはタイムテーブルを送付することで通知します。

※初出場等、希望する団体には10月12日に説明する機会を設けます。

【大会日程】

さいたまスーパーアリーナ

※開場時間・開始、終了時間は予定です。

2019年11月9日（土） マーチングバンド部門

	9:15	9:45		17:55
開場			コンテスト 小学生の部 コンテスト 中学生の部	

※終了時間については、出演団体数によって前後いたします。

2019年11月10日（日） マーチングバンド部門

	9:15	9:45		17:55
開場			コンテスト 一般の部 フェスティバル 幼保の部 コンテスト 高等学校の部	

※終了時間については、出演団体数によって前後いたします。

参加資格

資格 I

- (1) 都県協会への加盟登録がなされていること。(8月31日までに都県大会が開催される場合には各大会の前日までに。それ以降の開催の場合には9月1日までに加盟登録が完了していること。)
- (2) 加盟登録名と大会参加の名称は同一のものとする。
- (3) 各都県組織または関東支部より推薦されていること。
- (4) 参加メンバーは年間でその団体に所属していること。(短期メンバーの補強は不可)

資格 II

- (1) 大会実行委員会によって指定された日までに、以下の参加手続きを全て完了していること。
(都県大会終了時に推薦された団体にお渡しする書類に関東大会への締切日を明記してあります。)
 - ① 出演予定者の登録
都県大会終了後(1)で指定された日までに登録した出演人数は編成を超えない中での増減を**10月11日**までは認める。それ以降の変更は認めないが、大会当日の病欠による減員及びメンバーの変更は認める。その場合でも編成の変更は認めない。
山梨県は県大会終了後の変更は認めない
 - ② 団体参加費の納入(1団体 3,000円)
※納入された団体参加費は返却しない。
 - ③ 個人参加費の納入(プログラム・傷害保険等の費用として)
幼保・小学生の部 ……1名 800円(指揮者を含む)
中学生の部 ……1名 1,300円(指揮者を含む)
高等学校・一般の部 ……1名 1,500円(指揮者を含む)
※納入された個人参加費は返却しない。
 - ④ プリントアウトし原本で提出するもの
・参加申込書(押印したもの)
・特殊効果使用申請書及び現物の写真もしくは図面(10月11日までの申請は認める)
・演奏利用明細書
 - ⑤ データで提出するもの
・関東支部ホームページからダウンロードし、入力したものを関東支部宛に送信する。

※プログラム用写真：業者から直接関東支部に送付
写真の変更は認めない。
- (2) 団体及び構成メンバーの関東大会への参加は、1回とする
但し、以下の場合においては重複エントリー及び参加を認めることとする。
・自身が演技者として登録される構成(部)とは異なる構成(部)において指揮者・副指揮者として参加する場合
その場合、個人参加費は各々のエントリーにおいて発生する
・エキシビション及びセレモニー等に参加する場合
・関東カラーガードコンテストに出場したメンバーの参加も可とする。

※参加資格 II の(2)については関東大会に限定されたもので全国大会に出場する場合には全国大会の実施要項に従って出場すること

※資格 I・II に反した場合は注意又は警告書を発行するか、大会参加を認めない場合がある。

大会における著作権について

大会参加における著作権は著作権法に基づくものであり、大会に参加する団体はこの著作権法を遵守しなければなりません。以下の事項はあくまでもその一部を補助的なものとして明記してありますが大会に参加する団体は法律で定められた事項を遵守することが必要です。万が一、版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理していただきますのでご承知おきください。

(音楽著作権使用許諾申請)

使用曲に音楽著作権使用許諾申請が必要かの有無を確認します。

- ① 市販の楽譜を指定の編成で利用する.....音楽著作権使用許諾申請の必要がない

※ 市販の楽譜を使用する場合は、購入を証明する領収書等のコピーを添付して提出していただきます。(スコアの表紙を添付する必要はありません)
日本国外から直接購入された楽譜は演奏できない場合もございますのでご注意ください。

- ② 市販の楽譜をアレンジして利用する.....音楽著作権使用許諾申請の必要がある

※ 市販の楽譜にマーチングパーカッションを加えるなど指定の編成を変えて利用する場合は編曲使用許諾が必要です。

- ③ 原曲を自らアレンジした楽譜を利用する.....音楽著作権使用許諾申請の必要がある

※ 上記②③の場合は団体ごとに原曲の作曲者または著作権を持っている出版社に対して編曲使用許諾申請を行ってください。

尚、著作権は著作者の死後 70 年を経ると消滅する事が原則ですが、外国曲の中には、第二次世界大戦の期間に相当する約 10 年を延長して保護する必要がある楽曲が多く存在します(戦時加算)。著作権の有無は著作権管理団体 (JASRAC・日本音楽著作権協会ほか)が公開している楽曲データベースを参照するなどしてお調べください。

使用料金の金額並びに支払い方法を提示されることがあります。

使用許諾を証明する書類を提出してください

尚、著作権を所有している 出版社によっては公式の許諾書式がない場合もありますが、その場合は著作権所有の団体 出版社名、担当者名、連絡先、許諾に関する対応をされた期日等を記入し、許諾に要した金額の領収証等 (コピー可) を添付してご提出ください。

- ④ 自作曲を利用する.....音楽著作権使用許諾申請の必要がない

問い合わせ先：日本音楽著作権協会(JASRAC)

TEL: 03-3481-2121 <http://www.jasrac.or.jp>

(肖像権)

プロップなどに人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは複写して使用する場合は肖像権の使用許諾が必要です。

上記の申請は参加手続き締め切り日までに申請が終了している事

(楽譜の複製・コピーについて)

市販の楽譜をコピーして使用する場合は、楽譜データをデジタルコピーしたり、プリントアウトをして使用する場合は、著作権者の許諾が必要です。著作権管理団体（JASRAC ほか）にお問い合わせください。

※社会人の活動は勿論、学校の部活で利用する場合でも著作権者の許諾が必要です。

※JASRAC の管理曲については、複製部数が 100 部までの場合、1 曲につき歌詞・楽譜それぞれ 1,600 円（消費税抜き）です。

※高等学校までの教育機関での楽譜コピーについては、1 曲につき歌詞・楽譜それぞれ 400 円（消費税抜き）となる減免措置が適用される場合があります。

※外国曲の場合は指し値となるため、減免措置が適用されないほか、一般的に高額となりますのでご注意ください。

楽譜のコピーについて不明な点は

日本音楽著作権協会（JASRAC）出版課 03-3481-2170 にお問い合わせください。

楽譜コピーに関する情報は、以下の Web サイトに掲載されています

楽譜コピー問題協議会（CARS）<https://www.cars-music-copyright.jp>

関東大会出演順抽選について

関東大会出演順に関しては以下の通りとなります。

1. 全ての都県大会が終了した時点で「関東大会実行委員会」を開催する。
2. 幼保から一般団体までの全ての出場団体の名前が入ったカード（例 1）を作成する。
3. 部門ごとに分けて各々封筒に入れる。
4. 幼保から順に抽選を行う。
5. 抽選の仕方
 - ①大会長が抽選（最初に引いた団体が 1 番目の演技、次に引いた団体が 2 番目に演技・・・）
 - ② 1 枚抽選の都度実行委員長に渡す。
 - ③実行委員長は都県推薦理事に確認してもらい事務局に手渡す。
 - ④事務局はタイムテーブルに打ち込む。
 - ⑤全ての抽選が終了。タイムテーブルが作成された後、プリントアウト。
 - ⑥大会長・実行委員長・都県理事により再確認。
6. 他の必要種類と一緒に出場団体に送付。

(例 1)

第 5 4 回マーチングバンド関東大会抽選票
高等学校の部小編成
No. _____
0 0 0 0 高等学校マーチングバンド

事務連絡

□入場券の販売

入場券 前売券 関東支部・さいたまスーパーアリーナ 3,200円 チケットぴあ 3,300円
当日券 3,700円

販売方法 詳細は、関東支部HPに掲載いたします。

前売券 ①関東支部で購入<郵便振替口座に払込>

加盟団体:2019年9月2日(月)より2019年10月4日(金)必着

長野県・神奈川県・山梨県の団体のみ10月16日(水)まで受け付けます。

加盟団体以外の方(個人):2019年9月2日から10月4日(金)必着

1人に付き4枚以内とし、500円の送料がかかります。

②さいたまスーパーアリーナでの販売は、9月23日(月・祭)～各開催日前日まで

③チケットぴあで購入する場合は10月17日(木)から各開催日前日まで

※但し、前売券は関東支部・チケットぴあ・スーパーアリーナでの合計が各日とも販売予定枚数(5,000枚)に達した時点で販売を中止いたします。

その際は、関東支部ホームページで報告します。

※加盟団体は、関東支部で前売券をご購入くださいますよう協力をお願いいたします。

当日券 大会当日、大会会場の当日券売場において午前8時30分から販売します。

販売枚数はホームページに掲載します。

※未就学児の場合、大人1名に付き1名までは座席を使用しないことを条件に無料となります。

座席を使用する場合には入場券が必要になります。

又、大人1名に付き2名以上の未就学児がいる場合には2人目からは入場券が必要になります。

□事前広報

一般広報 インターネットホームページ及び広報誌等による宣伝
(関東支部URL <http://www.m-bkanto.org/>)

支部広報 加盟団体・都県関係団体を通じた文書等による広報

□プログラム

作成部数 **8,000**部

販売価格 1部 700円

□記録

写真記録(出演団体記念写真・演技風景等)、VTR記録

※指定業者が撮影・販売を行う。

会場内における一般観客及び構成メンバー等による写真撮影は一切禁止する。(観客ロビーを除く)

撮影が発覚した場合は、大会事務局で撮影機器を預かる場合がある。

□記念品・その他会場販売

別途出店要項を発行の上、広告協賛団体より募集する。

公正な基準のもとに出店を管理し、大会に支障のないように運営を行う。

□傷害保険

構成メンバー・大会実行委員及び係員全員を対象に、一括傷害保険に加入する。

※保険期限は出演当日の0時～24時とする。(宿泊を伴う場合は各団体で対応すること)

□大会参加に関する経費

本大会参加に要する各参加団体個々の経費は、各参加団体の負担とする。

なお一旦納入された費用については、一切返金しない。

都県別出場枠

マーチングバンド部門 都県別出場枠

	小学生	中学生	高等学校	一 般	合 計
茨 城	4	1	2	1	8
栃 木	2	1	1	1	5
群 馬	2	2	3	1	8
埼 玉	6	6	2	2	16
千 葉	0	4	6	0	10
東 京	1	1	4	3	9
神奈川	13	3	4	4	24
山 梨	0	1	1	1	3
新 潟	1	0	1	1	3
長 野	4	4	1	1	10
合 計	33	23	25	15	96

※幼保： 茨城県 2団体 ・ 栃木県 1団体 ・ 山梨県 1団体

- ① 出演団体は、各都県の推薦によって決定する。
- ② 各団体の出演順は、抽選によって決定する。
- ③ 「小編成」・「中編成」・「大編成」の区分は、実施規定通りとする。
- ④ 各都県大会における登録人数によって関東大会の編成が決定する。
(各都県事務局は、大会登録締め切り後、速やかに各団体の登録人数を関東支部事務局に報告すること)
都県大会後、関東大会への人数登録は、参加資格Ⅱー(1)ー①参照
- ⑤ 都県別出場枠の他に、別団体の特別出演を要請することもある。
(全国大会において、2年連続してグランプリを受賞した団体等)
- ⑥ 前年の全国大会でグランプリを取った団体は抽選なしで最終演技とする。
- ⑦ 前年度にグランプリ受賞団体のある都県にグランプリ枠として1枠増やす。
(グランプリ枠の扱いは、その都県のマーチングバンド部門の中で自由とする。)
- ⑧ 推薦の総数が4に満たない都県の場合には、合計4団体までは推薦することができる。

第 47 回全国大会推薦枠

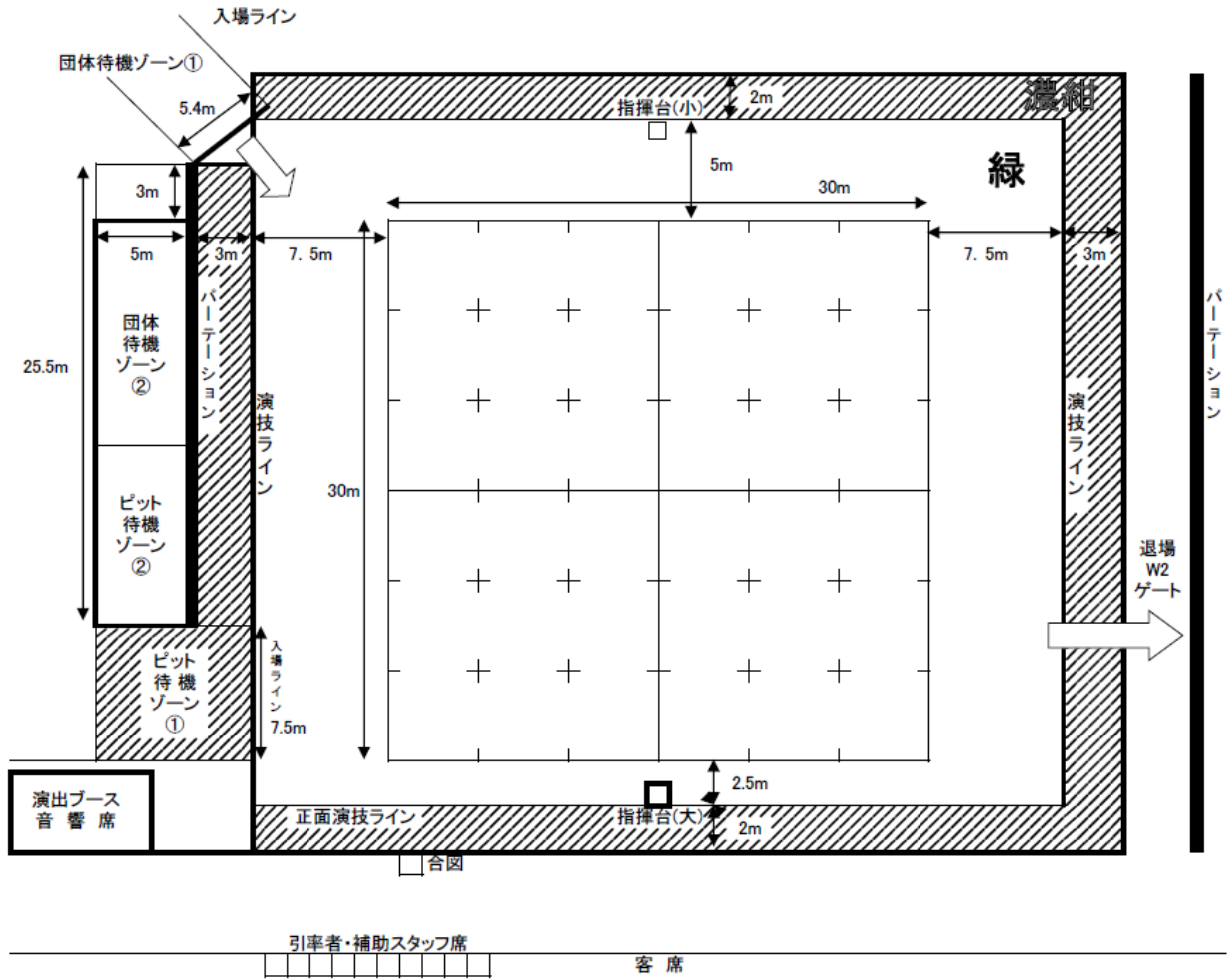
マーチングバンド部門 支部別出場枠

	小学生	中学生	高等学校	一 般	合 計
北海道	1	1	1	2	5
東 北	9	2	4	3	18
関 東	9	9	9	5	32
東 海	1	2	5	3	11
北 陸	1	1	1	1	4
関 西	2	2	3	2	9
中 国	1	1	4	1	7
四 国	1	1	2	1	5
九 州	1	1	5	2	9
沖 縄	2	2	1	1	6
合 計	28	22	35	21	106

- ① 上記記載の出場枠の他に、一般社団法人日本マーチングバンド協会が必要と認めた場合は出場を認めることがある。
- ② マーチングバンド部門において全国大会に推薦された場合は、編成枠を超えて人数の変更はできない。
- ③ マーチングバンド部門の幼保の部における全国大会への推薦については、参加団体を確認した上で決定する。
- ④ 全国大会出場推薦枠数（小編成・中編成・大編成）の振り分けは都県大会が全て終了後決定する。
- ⑤ 関東大会が開催されない場合の全国大会推薦は以下の通りとする。
 1. 前年度の関東大会から全国大会に推薦した枠を使用する。
 2. 今年度都県大会が開催された場合には、その枠に従って順位ごとに推薦する。
 3. 今年度都県大会が開催されなかった場合には、都県組織で決めたルールに従って部・編成ごとの優先順位を提出してもらい、それに従って推薦する。
 4. 全国大会への推薦枠が前年から変更になった場合には以下の通りとする。
 - ①増の場合：増になった部・編成の次点の都県の団体を推薦する。
 - ②減の場合：減になった部・編成の最下位の都県を減らす。
 5. 一つの部において設定された枠に団体数が満たない場合には、残った枠は使用しない。
 6. 成立する部・編成と成立しない部・編成がでた場合には、成立した部・編成はそのまま有効とする。

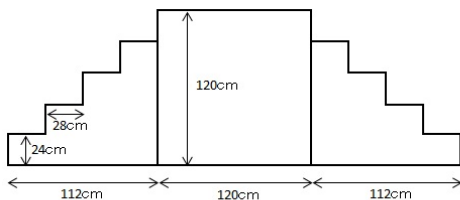
演技フロア図

さいたまスーパーアリーナ

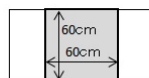
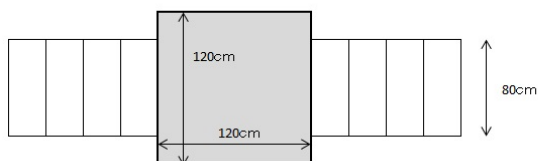
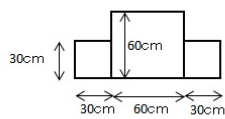


指揮台の大きさ

指揮台【大】 ※正面演技ライン側



指揮台【小】 ※向正面側



実施規定／幼保の部

- ① 大会への参加を希望する団体は、都県組織を通して申し込むこと。
- ② 参加の決定については、大会実行委員会が行う。
- ③ 人数及び楽器編成は自由とする。
但し、演技中に演技者と一緒にフロアー内に留まっている大人も構成人数として登録する事。人数の制限は設けないが、参加費の納入が必要になる。
- ④ 事前申請のあった場合のみ AC 電源の使用を許可する。
- ⑤ 演技・演奏時間は、マーチングバンド部門の小・中学生の部と同様、演奏開始から演奏終了までを 6 分 30 秒以内とする。
※特に、入退場に関しては運営に差支えないように配慮すること。
- ⑥ その他については、大会実行委員会と協議の上決定する。

実施規定／マーチングバンド部門

1. 構成

(1) 小学生の部

- ① 単一加盟団体の小学生構成
 - ② 複数の加盟団体の合同小学生構成
 - ③ 小学生以外の指揮者は2名までとし、演技演奏をしてはならない。
- ※但し、未就学児は除く。

(2) 中学生の部

- ① 単一加盟団体の中学生構成
 - ② 複数の加盟団体の合同中学生構成
 - ③ 単一加盟団体の小・中学生構成
 - ④ 複数の加盟団体の合同小・中学生構成
 - ⑤ 小学生・中学生以外の指揮者は2名までとし、演技演奏をしてはならない。
- ※但し、未就学児は除く。

(3) 高等学校の部

- ① 高等学校の単一加盟団体高等学校在校生による構成。
但し、同一学校法人内の高校及び中学校の合同構成は認める。
- ② 生徒以外の指揮者は2名までとし、演技演奏をしてはならない。

(4) 一般の部

- ① 単一加盟団体による構成。 ※但し、未就学児は除く。

2. 編成

(1) 小学生の部

- ① 編成は「小編成」「大編成」とする。
- ② 人数による編成区分は次のとおりとする。
ア. 小編成：指揮者を含めて50名以下
イ. 大編成：指揮者を含めて51名以上
- ③ 小編成・大編成に分けて演技する。

(2) 中学生の部

- ① 編成は「小編成」「大編成」とする。
- ② 人数による編成区分は次のとおりとする。
ア. 小編成：指揮者を含めて54名以下
イ. 大編成：指揮者を含めて55名以上
- ③ 小編成・大編成に分けて演技する。

(3) 高等学校の部

- ① 編成は「小編成」「中編成」「大編成」とする。
- ② 人数による編成区分は次のとおりとする。
ア. 小編成：指揮者を含めて54名以下
イ. 中編成：指揮者を含めて55名以上90名以下
ウ. 大編成：指揮者を含めて91名以上
- ③ 小編成・中編成・大編成に分けて演技する。

(4) 一般の部

- ① 編成は「小編成」「大編成」とする。
- ② 人数による編成区分は次のとおりとする。
ア. 小編成：指揮者を含めて54名以下
イ. 大編成：指揮者を含めて55名以上

③ 小編成・大編成に分けて演技する。

楽器編成について（小学生・中学生・高等学校・一般の部）

全ての構成においての楽器編成は自由とする。

但し、シンセサイザー、エレクトリックピアノ、エレクトリックギター、エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器並びにピアノ、オルガン、ハーブシコード、チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。

その他、類似するものがある場合は実行委員会に問い合わせること。

3. 演 技

(1) 演技フロア

- ① 演技フロア及び待機ゾーンは別記の通りとする。
- ② 演技フロアの使用は、左右の演技ラインの範囲内とする。
正面演技ラインより前の使用は原則として禁止する。

(2) 入退場

- ① 指揮者を含む全ての構成メンバー、登録引率者、補助スタッフの演技フロアへの入場は実行委員会の指定した入場ラインを使用すること。
- ② 構成メンバー、登録引率者、補助スタッフは係員の合図に従って入場し、演技終了後は速やかに退場すること。（登録引率者と補助スタッフは演技中、指定された席で待機）
※ 入場にかかる時間は安全を最優先し1分15秒を目安にセットアップ完了すること。退場時間は1分を目安にすみやかに退場すること。

(3) 計時

計時は、計時補助員（引率者が望ましいが指揮者も可）が演奏演技開始の合図として旗を振り下ろした時点から再度、演奏演技終了の合図として旗を振り下ろした時点までとし、これを演奏演技時間とする。なお演奏演技開始合図前の演奏及び演奏演技終了合図後の演奏は禁止とする。

(4) 演奏演技時間

☆小学生の部・中学生の部☆

- ① 演奏演技時間は**6分30秒**以内とする。
- ② 前の団体が退場開始後、係員の指示に従い入場し演奏演技準備を行う。
演奏演技終了後はすみやかに退場する。

☆高等学校・一般の部☆

- ① 演奏演技時間は**8分**以内とする。
- ② 前の団体が退場開始後、係員の指示に従い入場し演奏演技準備を行う。
演奏演技終了後はすみやかに退場する。

(5) 器 物

「器 物」とは、楽器・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演技者以外の物を総称して器物とする。
なお、装飾を施した楽器や楽器運搬台は器物とみなす。

「手 具」とは、演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「特殊効果」とは、フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの全てを特殊効果とする。

- ① 手具・器物類の搬入出は安全かつ迅速に行い、責任を持って搬入出をすること。なおここでいう搬入出とは演技フロアへの入退場だけのことでなく、会場への入場から退場までの全行程のことをいう。
- ② 演技フロアに搬入する器物（補助指揮台含む）については、次に示す規格内の大きさとする。

※ 規 格：1m80cm × 1m20cm × 1m50cm以内。

ただし、規格内の大きさであっても、**1m20cmを越える高さで演奏演技することは禁止する。**

ア. 器物を重ねたり、密着して並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。

イ. フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。

- ③ 特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書に写真若しくは図面を添付の上、指定された締切日までに関東支部事務局に提出すること。なおそれ以降の申請は認めない。
- (ア) 化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造メーカーによって保証されているもののみ使用できる。
- (イ) サイレンを使用する場合は特殊効果申請書を提出すること
- (ウ) 乾電池以外の電源の使用は禁止する。
- (エ) 火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は使用を禁止する。
- (オ) 乗り物（自転車、バイク、ローラースケート、スケートボード等）、ドローン等リモコンで操作されるもの、動物は不可。
- ④ 正副指揮台は大会本部が設置したものを移動する事なく使用すること。大会本部が設置した指揮台では指揮以外の使用は不可とする。その他の場所での指揮台使用は各団体での持ち込みを可とする。ただしサイズは器物の規格以内とする。
- ⑤ 国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。なお、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。
- ⑥ スパンコールやビーズ等の衣装の付属品は他の団体の演技の妨げとならないようにすること。
- ⑦ 電気の使用を禁止する。ただし特殊効果用の乾電池とビブラフォン用のバッテリーは除く。
- ⑧ 残留物に関しては、残留物（楽器・手具・器物 →残留不可）と落下物（帽子・靴・マウスピース・スティック等→故意でないもの）に区別して審査委員長が判断する。

4. 審査委員長・審査員・審判員

(1) 審査委員長の業務

審査委員長1名は罰則の最終判断を行うとともに、審査・審判業務を円滑に遂行する。

(2) 審査員の人数と業務

審査員は下記の内容について、点数を審査用紙に記載し、コメントをCDに記録する。

審査員の業務においてコメントがCDに記録されていない場合は点数のみの審査とし、再録音は行わない。

☆小学生の部☆

各審査員100点満点（小数点0.5まで）として5名の審査員で下記内容を審査して平均点を算出する。

ア. 全体的演奏演技の調和 ……………5名

☆中学生の部☆

各審査員100点満点（小数点0.5まで）として5名の審査員で下記内容を審査して平均点を算出する。

ア. 全体的演奏演技の調和 ……………2名

イ. 全体的演奏技術と表現力 ……………2名

ウ. 全体的演技技術と表現力 ……………1名

☆高等学校の部・一般の部☆

8名の審査員の配点（小数点なし）を足した点数の1/10を算出する。

カラーガードがない団体、管楽器がない団体（鼓隊等）は無いキャプシヨンの審査は行わず1/9を算出

ア. 音楽と視覚の調和 ……………2名 200点 × 2名 = 400点

イ. 演奏の調和 ……………1名 200点 ÷ 2 = 100点

ウ. 演技の調和 ……………1名 200点 ÷ 2 = 100点

エ. 管楽器の技術 ……………1名 200点 ÷ 2 = 100点

オ. 打楽器の技術 ……………1名 200点 ÷ 2 = 100点

カ. 動きの技術 ……………1名 200点 ÷ 2 = 100点

キ. カラーガードの技術 ……………1名 200点 ÷ 2 = 100点

(3) 審判員の人数と業務

- ① 審判員の人数は3名とする。
- ② 審判員は下記の内容を審判する。
 - ア. 人数・編成・時間・器物・事故 ……………1名
 - イ. フロア・入退場・時間・器物・事故 ……2名
- ③ 審判員は違反と判断した場合に演技終了後に赤旗を揚げ、審査委員長に報告する。
違反の最終確認は審査委員長が行う。

5. 罰 則

(1) 審査対象外

- ① 『1. 構成』『2. 編成』規定に反した場合。
- ② 出演時刻に間に合わない場合。(いかなる理由も問わない)
※ 審査対象外でも審査用紙は返却する。

(2) 減点

- ① 『3. 演技 (4)演技・演奏時間』規定に反した場合、以下のとおりの減点とする。
 - ア. 5秒以下の超過 ……………減点なし
 - イ. 6秒以上10秒以下の超過 ……………2点減点
 - ウ. 10秒を越える超過 ……………10点減点

(3) 警告

- ① 大会実行委員会の指示に従わなかった場合。
- ② 他の参加団体に迷惑となる行為があった場合。
- ③ 非社会的な行為、大会主旨に反する行為があった場合。
- ④ 故意と認められるような規定違反があった場合。
※ 上記に該当した団体は実行委員会が警告書を発送する。
※ 2大会連続で警告を受けた団体は、次回大会に出場する資格を失う。

(4) 注意

- 『3. 演技 (1)演技フロア(2)入退場 (3)計時 (5)器物』・『7. 登録引率者・補助スタッフ』の規定及び大会運営に支障が生じるような行為があった場合。
※ 上記に該当した団体は実行委員会が注意書を発送する。
また、2年続けて同一団体が注意にあたる行為を行った場合は警告書を発送する。

6. 成績判定・表彰

(1) 成績判定 (順位の設定)

☆小学生の部・中学生の部☆

- ① 各審査員は前記4の(2)に基づき100点満点(小数点0.5まで)で採点する。
- ② 5人の審査員による各団体の点数を平均し、平均点の高いものを上位とする。(小数点第2位までとし、小数点第3位以下は切り上げる)
- ③ それぞれの団体の平均点から罰則に課せられた減点を差し引いたものを各団体の得点とする。
- ④ 得点が同点の場合は、下記の順序により順位を決定する。(全国大会推薦に絡む場合のみ)
 - ア. 同点団体のみによる席次合計点の少ない方を上位とする。
 - イ. 審査員5人の投票により上位を決定する。

☆高等学校の部・一般の部☆

- ① 各審査員は前記4の(2)に基づき200点満点(小数点なし)で採点する。
 - ア. は素点のまま、イ〜キはそれを100点に換算する。

- ② すべてのキャプションがある団体はその合計点を10で割り平均点を算出、カラーガードあるいは管楽器が無い団体（鼓隊）等は、その無いキャプションを除く平均点を算出し、その平均点の高いものを上位とする（小数点第2位までとし、小数点第3位以下は切り上げ）。
- ③ それぞれの団体の平均点から罰則に課せられた減点を差し引いたものを各団体の得点とする。
- ④ 得点が同点の場合は、下記の順序により順位を決定する。（全国大会推薦に絡む場合のみ）
 - ア. 同点団体のみによる席次合計平均点の少ない方を上位とする。
 - イ. 7キャプションの投票により上位を決定する。

(2) 表彰

- ① 全出場団体に金賞・銀賞・銅賞のいずれかを授与する。

小学生の部・中学生の部 金賞：85点以上 銀賞：70点以上～85点未満 銅賞：70点未満	高等学校の部・一般の部 金賞：90点以上 銀賞：80点以上～90点未満 銅賞：80点未満
---	---
- ② 全国大会推薦枠数に従い、成績優秀団体を全国大会へ推薦する。
- ③ 全国大会推薦団体には得点にかかわらず金賞を授与する。

7. 登録引率者・補助スタッフ

- ① 登録引率者は各構成とも、小編成は2名まで、中編成は3名まで、大編成は4名までとする。
※旗の合図を行う計時補助員1名を含む
- ② 補助スタッフは、小編成は7名、中・大編成は5名までとする。
- ③ 構成メンバー・登録引率者・補助スタッフが客席に入る場合は、入場券が必要となる。
また、出演者席には構成メンバー及び登録引率者のみ入ることができる。（補助スタッフは不可）
- ④ 登録引率者は補助スタッフ登録がなくても搬入出補助をしてよい。
- ⑤ 登録引率者・補助スタッフの登録
①②の増減を**10月11日**までは認める。それ以降の変更は認めないが、大会当日の変更は減のみ認める。

演技中に発生した事故に対する対応について

① 落下物撤去について

演技演奏中の不慮の落下物について、“このままでは演技者が危険である”と判断出来る状態で、演技者自ら除去できる場合を除き、補助スタッフ及び登録引率者がフロアに入って撤去することが出来る。

② 衝突・転倒などによる演技者の不慮の事故について

演技中にプロップや他の演技者への衝突、転倒などにより被害が拡大しそうな時、また演技者が重篤な状態に陥った場合には、審判員に連絡した後、補助スタッフ及び登録引率者がフロアに入ってケアすることが出来る。危険を回避するための行動による演技の乱れは審査に影響しないものとする。

それより先に係員が救助に入る際には演技の誤判断を避けるために団体側への確認が必要とされる。

又、これ以上演技を続けた場合、危険が生じると判断された場合には主催者の判断で演技の中断を要請することが出来る。その場合の演技続行に関しては実行委員長と審査委員長の協議により判断される。

8. 大会中の演技中断に対して

関東大会の演技中に地震等で演技が中断された場合の処置は以下のとおりとする。

- ① 演技中に地震等があった場合は演出部よりストップをかけて中断した上で大会継続が可能かどうかを実行委員長が判断する。
- ② 継続可能な場合は、当該団体が最初から演奏・演技をやり直して進行する。
- ③ 継続不可能な場合は、緊急事態が発生した時点で演技をした、しないに関わらず全団体を優秀賞とする。
なお、終了している部門はその結果を有効とし、全国大会への推薦に反映する。
終了していない部門に関しては、実施要項にある、「関東大会が開催されない場合の推薦方法」に基づき全国大会への推薦を決定する。

9. その他

本規定の主旨を変更することなく、実行委員会において字句の加除訂正を行うことができる。

緊急対策

1. 目的

本大会における会場管理の安全を期し、以て不測の事態による人的災害を最小限に軽減するために、以下の緊急時対策をとる。

2. 予防体制

- (1) 各担当者は、ポジション内の整理について特に注意し、不必要なものは置かないようにする。
- (2) 入場開始1時間前に、役員及び係員全員で消火器所在などの会場内状況を確認するとともに、不審物、危険物の有無の点検を徹底的に行う。多少でも疑わしきものがあつた場合には、大会本部に各担当責任者を通じ連絡すること。
- (3) 開会30分前に再度確認する。

3. 緊急事態発生の場合

(1) 火災発生の場合

- ① 火災発生の発見者は、直ちに初期消火体制をとるとともに、臨席の消防・警察官に通報し、また、各担当責任者に連絡すること。
- ② 各担当責任者は、大会本部に通報し、大会本部は消防署に通報する。
- ③ 消防または警察の指示は各担当者が受け、本部に連絡する。
- ④ 初期消火については、会場内所定の消火器の操作要領を各担当責任者が関係係員に確認しておく。
- ⑤ 来場者の避難誘導については、大会本部からの連絡（放送）により、来場者を混乱させることなく、あらかじめ定めた通路を使って誘導を行う。

(2) 地震の場合

- ① 来場者に対して、まず冷静に対処することを放送・ハンドマイクなどで呼びかけ、本部の状況判断を待ち、避難を要する場合は各出入口を使って館外に誘導を行う。
- ② 誘導にあたっては、各担当責任者・臨席の消防官・警察官の指示を受ける。

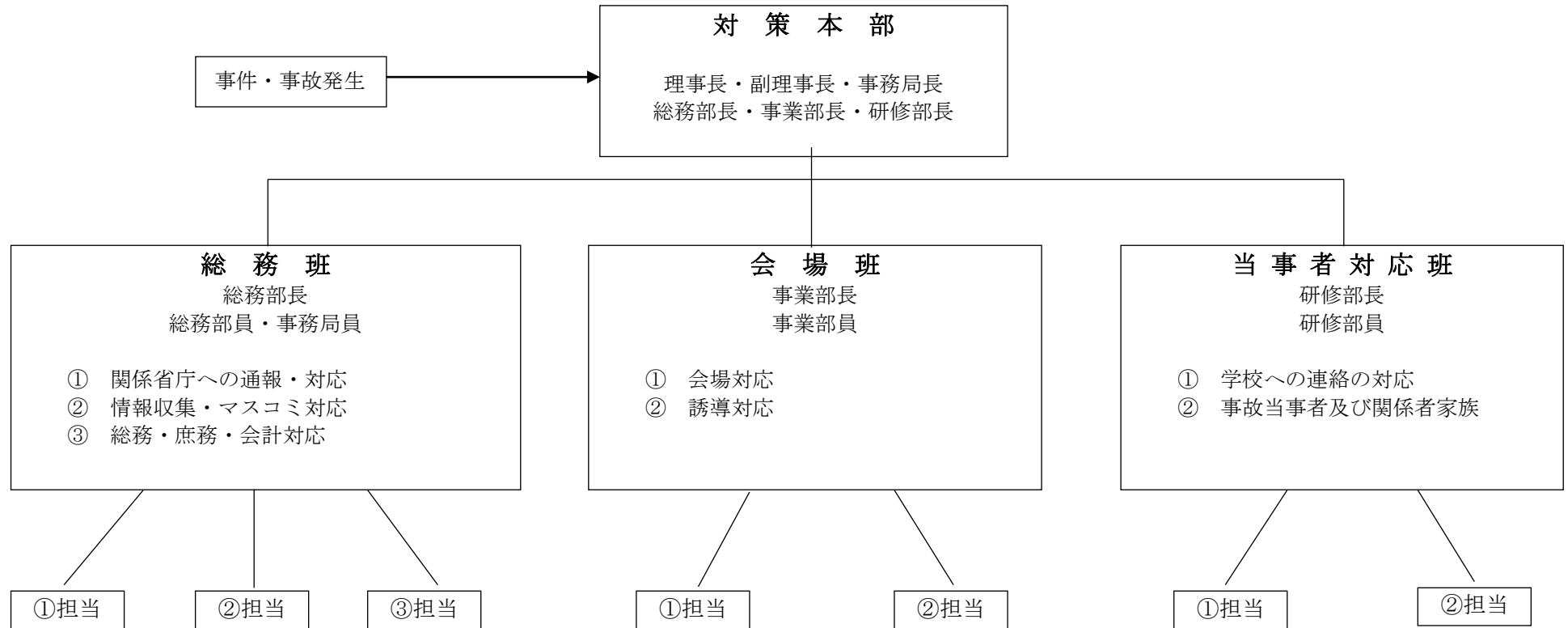
(3) けが人・病人が発生の場合

- ① けが人・病人が発生した場合には、各担当者を通じて大会本部に通報し、その指示を受け、救護係員の到着を待つこと。
- ② 各担当者は本部に通報する。
- ③ 大会本部は救護班に待機場所を通報し、必要がある場合は大会本部より救急車の出動を要請する。
- ④ 救護所は、医務室に設置する。

(4) 対策本部の設置

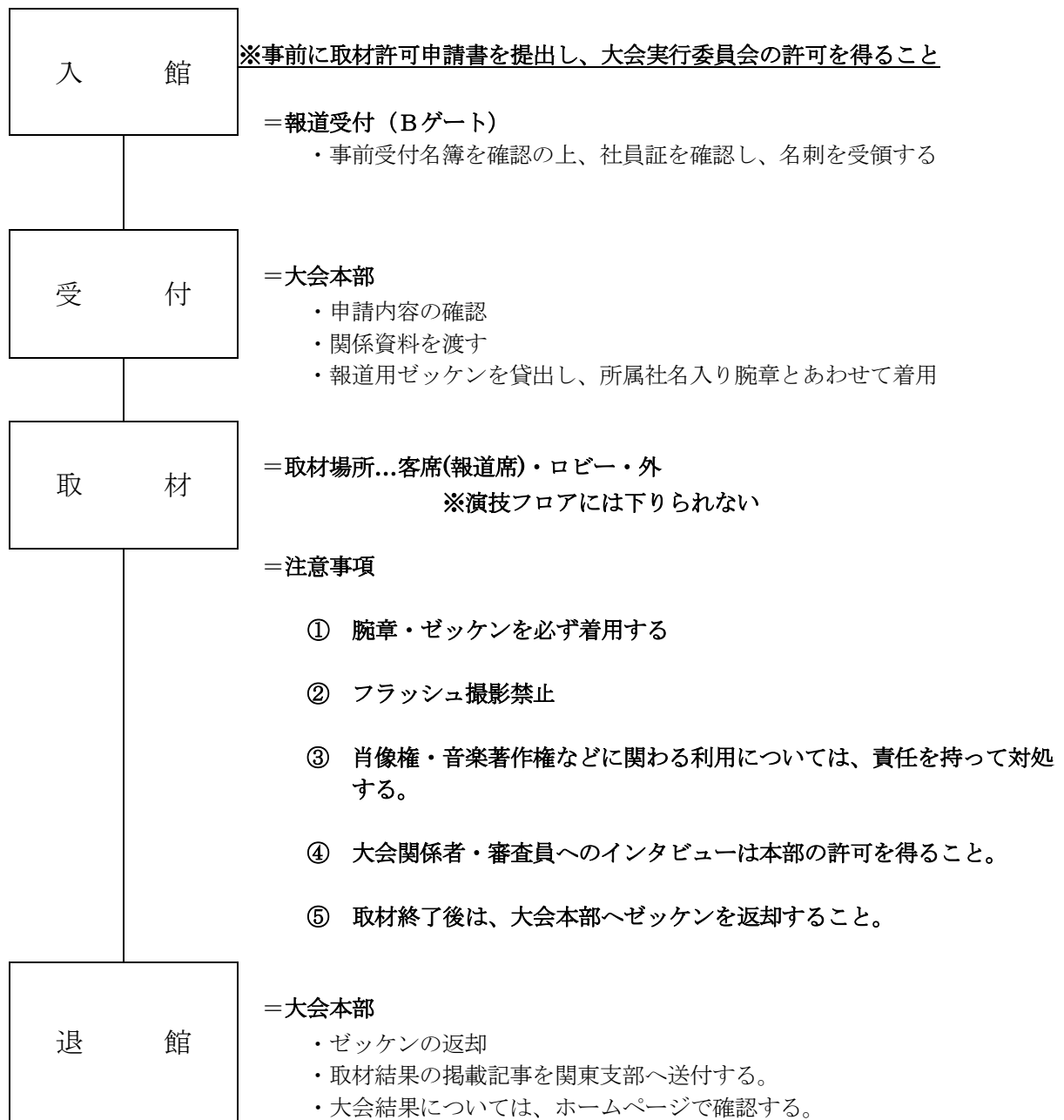
- ① 別添表の通り、必要に応じて早急に対策本部を設置する。

関東支部緊急時対策組織表



1. 理事長は事件・事故発生後、必要に応じて速やかに対策本部を設置する。
2. 理事長は本部に常駐し、全体の指揮を統括するとともに協会本部・当該都県組織への連絡を担当する。
3. 事務局長は本部に常駐し、理事長を補佐する。
4. 各班のスタッフは指定された場所で待機し、指示があってから活動を開始すること。
5. 当組織表は、関東支部が主催する全ての大会に対応するものとする。

記録・報道関係者への対応



※ 本部が指定した記録関係者は、定められた認識証を着用する。